

# 割賦販売法の一部を改正する法律案の概要

平成28年10月  
経済産業省

## 1. 法律改正の趣旨

近年、クレジットカードを取り扱う販売業者におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用被害が増加している。また、カード発行を行う会社と販売業者と契約を締結する会社が別会社となる形態が増加し、これに伴ってクレジットカードを取り扱う販売業者の管理が行き届かないケースも出てきている。

こうした状況を踏まえ、革新的な金融サービス事業を行うFinTech企業の決済代行業への参入を見据えつつ、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための必要な措置を講ずる。本措置は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、インバウンド需要を取り込むことにも資するものである。

## 2. 法律改正の概要

### (1) クレジットカード情報の適切な管理等

○販売業者に対し、クレジットカード番号等の適切な管理及び不正使用の防止（決済端末のIC対応化等）を義務付ける。

（第35条の16、第35条の17の15関係）

### (2) 販売業者に対する管理強化

○クレジットカード番号等の取扱いを認める契約を締結する事業者に登録制度を設け、その契約を締結した販売業者に対する調査及び調査結果に基づいた必要な措置を行うこと等を義務付ける。

（第35条の17の2から第35条の17の14まで関係）

### (3) FinTechの更なる参入を見据えた環境整備

○十分な体制を有するFinTech企業も（2）の登録を受け、法的位置付けを獲得することを可能とする。（第35条の17の2関係）

○カード利用時の販売業者の書面交付義務について、電子メール等による情報提供も可能とする。（第30条の2の3第4項及び第5項関係）

### (4) 特定商取引法（「特商法」）の改正（本年6月）に対応するための措置

○特商法の改正により、不当な勧誘があった場合の消費者の取消権等が拡充されたことに合わせ、こうした販売契約と並行して締結された分割払いの契約について、割賦販売法においても同様の措置を講じる。

（第35条の3の12、第35条の3の13関係）

## 3. 施行期日

公布から1年6ヶ月以内の政令で定める日